

第 172 回 神戸市環境影響評価審査会 会議録

日 時	平成 30 年 2 月 1 日 (木) 9:30~12:20
場 所	環境局研修会館
議 題	神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議（第 7 回）
出席者 36 名	◇審査会委員：12 名 市川委員，岡村委員，沖村委員，川井委員，武田委員，島委員 島田委員，花田委員，藤川委員，藤原委員，山下委員，吉田委員
	◇神戸市環境局職員：13 名 斉藤環境保全部長，田中環境貢献都市課長，八木環境計画・エネルギー政策担当課長 磯部環境保全指導課長，植木水・土壌環境担当課長 中村自然環境共生課長 他事務局 7 名
	◇兵庫県：2 名
	◇事業者：7 名 （株）神戸製鋼所 電力事業部門 北川部門長 他 6 名
公開・ 非公開	一部非公開（傍聴人 6 名，報道関係者 3 社）

○開会

【議 長】 おはようございます。本日は，委員方にはお忙しいところ，ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから，第 172 回神戸市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日は，神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画に係る環境影響評価準備書に関する審議を予定しています。

傍聴者の方々は，お手元のファイルにある注意事項を守って，審議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

それでは，事務局よろしく願いいたします。

【自然環境共生課長】 本日は，審議会答申書のとりまとめの審議を行いますので，決定にあたって過半数の委員のご出席をいただく必要があります。交通機関の遅延により，審査会に遅れて出席されるとのご連絡をいただいた委員がおられますが，定足数 19 名に対して 11 名の委員のご出席をいただいております。定足数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは，資料の確認をさせていただきます。

《提出資料の確認》

【自然環境共生課長】 不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

【議 長】 この後の議事では、審査会答申書に関する議論を行います。

この情報につきましては、神戸市情報公開条例第 10 条第 4 号に定める審議・検討等情報として、本審査会運営規程第 5 条第 1 項第 1 号にあたるため、非公開での審議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

《異議なし》

【議 長】 ご異議がございませんようですので、後ほど、審査会答申書に関する議論の際には、非公開とする旨の宣言をいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。

傍聴者の方々にお願いいたします。これ以降の写真撮影等につきましては、お断りさせていただきます。

それでは、事務局より、資料 23、24 について説明をお願いいたします。

《事務局より、

資料 23 神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画 環境影響評価準備書等
に関するデータ検証について

資料 24 神戸市によるデータ検証

の説明》

【議 長】 ただいまの説明に対し、何かご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

【委 員】 資料 24 の 3 ページの煙源の諸元に関する検証について質問します。現状の諸元については、大気汚染防止法での届出や各種の計画排出量を見れば当然確認できると思います。また、神戸製鉄所の将来の諸元については、大気汚染防止法で届け出ている設備がなくなるため、それによって各種物質の排出量を減らすということを確認しておられます。しかし、既設の神戸発電所 1、2 号機の将来の諸元は、今後の排ガス対策によってこの数値まで排出量を削減する予定であるという計画を示しているにすぎません。

また、新設発電所についても、発電出力が決まれば排ガス量はある程度推定できますが、それ以外の数値は、事業者がどのような脱硫装置や脱硝装置を設けるのかという計画を示したようなものですので、検証しようがないと思います。これらの検証はどのようにされているのでしょうか。

【事務局】 ご指摘のとおり、将来の排出量については、大気汚染防止法において届出予定の数値を示していただいたものであり、あくまでも事業者が計画している値にすぎません。

- 【委員】 分かりました。資料 24 の 3 ページの下の「煙源の諸元（将来）」の表の検証は、事業者が計画をしている値の確認をただけで、その諸元を用いて年間排出量の計算が正しいかどうかを神戸市で確認したという理解でよろしいですか。
- 【事務局】 そのとおりです。3 ページの事業者が示した将来の値について、例えば新設発電所の窒素酸化物の排出量は、最大排出濃度である 20ppm で計算した値になると思います。
- 【委員】 以前から事業者が説明されているように、最大排出濃度 20ppm という値は起動時を含めた値であり、平常時は最大 15ppm なので、そう簡単な計算ではないと思いますが、大丈夫でしょうか。3 ページから 5 ページの計算は、20ppm を用いて行っているのですか。
- 【事務局】 3 ページは 20ppm を用いて計算した値だと思います。5 ページに関しては、20ppm ではなく、年間の運転管理目標の数値を用いています。
- 【委員】 それを考慮して神戸市が計算されたという理解でよろしいですか。
- 【事務局】 そのとおりです。
- 【委員】 分かりました。
- 【議長】 他にないようでしたら、兵庫県より、資料 25 について説明をお願いいたします。

《兵庫県より、資料 25 兵庫県によるデータ検証 の説明》

- 【議長】 ただいまの説明に対して、何かご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。
- 【委員】 兵庫県でいろいろと計算していただきありがとうございました。
- 別添 3 に関して、大気汚染物質の拡散予測式が事業者と兵庫県で微妙に違うにもかかわらず、7-2 ページで準備書と検証結果の値が余りによく一致しているのが少し不思議に思いました。
- また、別添 6 の 21 ページで平均化という表現が何箇所かあります。潮流の状況は絶えず変わっていると思うのですが、どれくらいの時間で平均化しているのでしょうか。その平均化の仕方によって結果も変わるので、その点を確認させてください。
- 【兵庫県】 別添 3 については、実際に計算してみるとこういう結果になりました。
- 【委員】 逆に言うと、事業者が本当に兵庫県と別の式を使っているのか疑問に思いました。
- 【兵庫県】 それぞれが用いている式の概要を説明します。11 ページをご覧ください。事業者の計算方法は、最後に季節ごとに平均したものを式に代入しています。一方、兵庫県の計算方法は、季節ごとの平均は行わずに、非常に細かい計算を

一つ一つ行っています。式の内容から見ると、兵庫県のほうが細かい計算をして、煙源の数値を出しています。もともと大気汚染濃度の寄与度は小さいので、それなりに一致するだろうと予測していました。もしデータの改ざんがあれば、大きく乖離するだろうと考えていました。ある意味で、ほぼ一致するのは当然であると捉えています。

【委員】 分かりました。

【兵庫県】 次に別添6の水質の拡散予測について、委員がおっしゃられた平均化という言葉はどちらに書いていますか。

【委員】 23 ページに水質計算結果平均化という言葉があります。実際は温排水にしても潮流が絶えず変わっていますから、どこかの1点を抜き出したのではなく、時系列の中でどこかを平均化しているのだろうと思ったのですが、その基準が分かりません。

【兵庫県】 潮流の平均化を行っているのではなく、計算によって算出したCOD等の値を平均化しているだけだと思います。

【委員】 潮流の結果は時々刻々変わっているでしょうから、それを考慮して非定常な計算をして、時間的に平均化しているのかどうかをお聞きしたいです。

【兵庫県】 結論から言うと、委員のおっしゃるとおりです。ただし、23 ページに書いてあるのは、計算によってCOD等の値を算出した後それを75%値に換算しますが、その75%値換算前の数字について「平均前」という表現を用いています。

【委員】 分かりました。

【委員】 今の質問に関連して、別添3の7-2 ページの見方として、例えば東灘測定局では、0.014 まではバックグラウンド値なので、その後の3と32という数字を比べるのですが、非常に一致している印象を与えるのは、バックグラウンドが高いからだと思います。一方、先ほど計算式が違うという話もありましたが、気象条件が違うにもかかわらず、気象台と現地測定気象の結果が非常に一致しているという印象を受けるのですが、気象台と現地測定気象の風向・風速条件が大体同じかどうかは確認されましたか。

【兵庫県】 別添2で記載させていただいたとおり、気象台と神戸製鋼が測定したデータの相関等をとって確認しております。

【委員】 風向頻度が少し違うだけで測定局に風が行かなくなり、濃度がかなり下がる可能性があります。この1年間の両地点の風向に大きな違いがなかったということは確認されているのでしょうか。

【兵庫県】 兵庫県では風配図までは作成していないため、そこまでは確認していません。あくまで兵庫県で確認したのは気象台と現地測定データの相関関係です。現地測定気象を用いた予測結果は参考の意味合いで示しています。

【委員】 先ほどの拡散予測式の話ですが、11 ページにブルーム式が書いてあります。

先ほどのご説明で少し分からなかったのは、兵庫県の方が細かな計算をされているというご説明でしたが、両方とも1時間ごとに8,784時間で計算されています。細かな計算とはどういうことでしょうか。

【兵庫県】 10 ページの表の発生源モデルの稼働パターンの行をご覧ください。準備書に書いている設定条件は、年間利用率 80%で通常負荷日が 265 日と書いてありますが、これが余りにも大まかであったため、兵庫県の検証では1時間ごとの計算をするときにある仮定の稼働パターンを設定して計算しています。事業者は季節ごとにある程度の日を平均化した後に計算式に代入しているようですが、兵庫県はそうではなく、毎日 24 時間のデータをシミュレーション計算しその上で結果を出しているという点から、細かい計算と表現しました。

【委員】 この計算で効いてくるのは排出量ですよね。つまり、排出量の計算にあたって、事業者は平均化した稼働パターンを用いて計算し、兵庫県は1時間ごとにシミュレーション計算した数値を用いて計算したということですか。

【兵庫県】 そうです。ただし、最初に平均化した結果と細かく計算した後に平均した結果は、ほぼ同じになるかと思います。

【委員】 11 ページのブルーム式を見ると、兵庫県の計算式には、 σ_y という横方向の拡散パラメータが入っていますが、事業者による準備書の計算式では σ_y のパラメータが入っていません。このように稼働パターン、排出量、拡散式、そして気象条件も違うのに、ほとんど値が変わらず、よくここまで一致したなという印象を受けました。

【議長】 他にはいかがでしょうか。

【委員】 別添6の温排水の拡散予測について、準備書に記載されている予測のコンター図が概ね正しいということは分かりました。参考までに教えていただきたいのですが、コンター図では1℃から3℃の上昇域しか書かれていませんが、例えば4℃や5℃の上昇域も計算結果として26ページの表から読み取れるものなのでしょうか。

【兵庫県】 この数字は上昇温度ですので、ここから読み取ることができます。

【委員】 そうであれば、4℃や5℃の上昇域を示すコンター図も作成できると理解してよろしいですか。

【兵庫県】 はい。

【委員】 分かりました。

【議長】 他にはいかがでしょうか。

【委員】 資料25の2ページに兵庫県の検証方法が書かれています。全般的には、事業者から提出された実測データと分析結果報告書を比較し、準備書の数値を突合させて確認されています。また、神戸市の検証方法も、資料24の8ページに「事業者から提出された計量証明書及び分析報告書をチェックし、審査会資料に記載されている平均値等が正しい数値であるか確認する。」と書かれてお

り、計量証明書や分析報告書と、審査会資料に記載された数値が整合するかどうかを確認するという検証になっています。例えば、常時監視データや、生データが自動的に記録されるものは信頼性があると思うのですが、計量証明書や分析報告書については信頼性がどれほどあるのかという疑念があり、この検証方法ではそこまで検証し切れていないのではないかと思います。

なぜこのようなことを申し上げるかという、計量証明書を作成している事業者が今回の製品検査データの改ざんに関与していたり、準備書を作成した事業者が関西電力の完全子会社であったりするからです。そのような会社が作成した資料と、準備書や審査会資料を突合して記載ミスや転記ミスが判明したことは分かりましたが、元の計量証明書や分析報告書自体の信頼性を検証することは難しいのでしょうか。

【兵庫県】 我々も11月1日に県市連名で、事業者に対してデータの提出を要請しましたが、委員がおっしゃった点は要請にあたって非常に悩んだところです。そもそもどこまでのデータ提出を求めることが妥当なのかという点について、非常に悩みました。結論としては出来るだけ生データに近いものを提出させようということになりました。ただし生データとはどの段階のデータであるのかという問題があります。例えばCODであれば、滴定を行って検査員が野帳に記載したデータとするのか、あるいはその後の計算によって算出したCODの値とするのか、ということで非常に悩みました。

次に、計量証明書に転記するまでの野帳については少し疑念の残るところですが、計量証明書というのは登録を受けた計量証明事業者が出しているデータであるということで、そこまでは遡ろうと考えました。

先ほど委員がおっしゃったように、流況等のデータは生データですので、これについてはほぼ間違いないだろうと考えました。環境総合テクノスについては、関西電力の子会社といっても、神戸製鋼と資本関係はありません。業務発注し、それに対して応答しているものです。

また、特に委員が懸念されているコベルコ科研については、神戸製鋼自らの監査部門である環境防災部がコベルコ科研に野帳まで提出を求めて、確認をしたと聞いていますので、一定程度の信頼性があると考えています。

【議長】 他にはいかがでしょうか。

【委員】 検証した結果について疑念を抱いているわけではありませんが、先ほど議論になったとおり、大気質については検証結果の比較という表が7-2ページにあり、すごく緻密に比較表が示されています。一方、30ページの水質拡散予測結果の図は、兵庫県が環境総合テクノスで現認された、25ページのPCの画面をハードコピーのような形で添付されているものだと思います。また、次の31ページはおそらく準備書に示されている予測結果だと思います。しかし、検証結果を資料として残す場合には、出来れば30ページや34ページにある図

を準備書の予測結果と対応させたほうがよいと思います。つまり、18 ページの 5 (3) で「準備書に掲載されている予測結果図と一致した」とありますが、26 ページや 27 ページの細かい数字を載せるぐらいなら、準備書の予測結果の横に、県で作成した図を載せたほうが検証した証拠になると思います。ご検討をお願いします。

【兵 庫 県】 資料の作成上、全ての資料を出す量が多くなるため、我々もどこまで出すべきか非常に悩みました。あくまでも 30 ページの図は県で作成したカウンター図であり、一例としてお示ししました。

ご指摘のとおり、確かに 31 ページの図を示すのであれば 30 ページの図をそれに対応させた方が、資料としては完成度が高いということは承りました。

【委 員】 ぜひお願いします。

【議 長】 他になければ、続いて事業者の方に入室いただいて説明をお願いしたいと思います。

《事業者入室》

【自然環境共生課長】 それでは、事業者の方をご紹介します。

《事業者の紹介》

【議 長】 それでは、事業者の方より、資料 26, 27, 28 について、説明をお願いいたします。

《事業者より、

資料 26 「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」
及び「補足説明資料」に係るデータに関する自主検証

資料 27 「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」
についての意見の概要と事業者の見解の一部補正

資料 28 「神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画環境影響評価準備書」
及び「補足説明資料」記載内容の修正

の説明》

【議 長】 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

【委 員】 兵庫県と神戸市と神戸製鋼所の検証の結果で、最終的に誤記や転記ミスで準備書の修正が必要ということで、それを資料 26 や資料 28 としてまとめていただいています。例えば、資料 26 の資料⑦の 2-1 ページでヒ素、ベリリウム、水銀の数値を修正されていますが、どのような理由でこの間違いに気がついたのかが分かりません。どこを見れば分かるのでしょうか。

もう1点は、資料②の18/19ページで、水銀やフッ素や塩素について、データ反映先とデータ反映元で異なる数値が書かれています。これは誤記か転記ミスだと思いますが、水銀やフッ素や塩素の数値が違うので、ここが誤記かと思って準備書の修正のところを見るとベリリウム（ベリリウム）の値が修正されており、その経緯が分かりません。

【事業者】 資料26の資料①が今回の自主検証で見つかった誤りであり、それ以外が誤記等とご理解ください。

【委員】 それを読み手が一つずつ照らし合わせて見ないといけないのですか。準備書を見る者としては、準備書を修正された理由を教えてくださいと思います。

【委員】 今回の質問に関連して、資料26の資料⑦の2-1ページに排煙中の重金属の微量物質濃度についての修正結果が書かれています。一方、資料28の1-11ページがそれに相当する部分だと思いますが、修正後の数値が違っています。同じような数値の相違がその後のページでも見られますが、これはどちらが正しいのでしょうか。あるいは、修正されたものにさらに修正があったということなのでしょうか。

【事業者】 資料26の資料⑦に記載している修正後の値は、今回の自主検証で見つかった誤りを直した後の値です。資料28は、自主検証以外に既に分かっていた誤り等を含めて修正した最終的な値です。

【委員】 そういうことであれば、資料26で修正されている理由は何であるのかを書き、資料28で修正しているのは資料26の修正に加えて何によるものなのかをはっきり書いていただかないと、準備書を見る者にとっては全く分かりません。

【委員】 自主検証をしたものに対して、さらに誤りがあったということであれば、自主検証は不十分だったということになりませんか。

【事業者】 そういうことではなく、自主検証の前に分かっていた誤り等もあったということです。

【委員】 自主検証の前に分かっていた誤りが自主検証に反映されていないということがよく分かりません。どういう経緯で修正されたのかという理由を教えてくださいと思います。

【事業者】 分かりました。一覧表のようなものを作成し、修正理由が分かるような形にさせていただきますと思います。ただし、修正といたしましては、資料28の内容が最終版ということをご理解いただければと思います。

【委員】 資料28が最終版であれば、資料26の修正が資料28に反映されてないとおかしいですね。

【事業者】 当然反映されております。

【委員】 いえ、資料26の2-1ページと資料28の1-11ページをご覧ください。資料

26において赤字で修正されているところが資料28では直っていませんが、これはどう考えればよいのでしょうか。

【事業者】 これも分かりにくいのですが、同じところで2カ所誤りがあり、一方の検証の結果のミスでは値が変更になりますが、もう一方の誤りを反映させると結局準備書に記載したもとの値になったということです。

【委員】 もう一つの誤りはどこに出ているのですか。

【事業者】 それはこの資料の中には出ておりません。

【委員】 その点が不足していますよね。

【事業者】 はい。自主検証の結果ではないため、この報告書の中に入っていません。

【委員】 いまひとつ理解ができないのですが、資料26が自主検証で訂正したものですか。

【事業者】 そうです。資料26の中で整合性がとれるように資料を作成してしまいました。資料28は自主検証の前に分かっていた誤り等を含む全ての修正を反映したものです。

【委員】 前に分かっていたものを自主検証で反映させなかったということですか。

【事業者】 反映させなかったというより、自主検証で分かったものとそうでないものを分けたということです。

【委員】 自主検証して分かった誤りと検証する前から分かっていた誤り等の全てを反映したら資料28になるというご説明でした。非常に不思議なのは、なぜ検証するときにそれまで分かっていたことを取り入れて反映して検証しなかったかということが理解できないのでご説明いただけますか。

【事業者】 今回の報告書では、自主検証で間違いが見つかったものということで資料をまとめています。繰り返しになりますが、自主検証とそれ以外で切り分けているということです。しかし、今の説明ではご理解いただけないと思いますので、この自主検証作業を始める前に分かっていたもの等がどのようなもので、どのような位置づけのものかも含めて、きちんと正誤表と合うような形で説明資料を提出させていただきたいと思います。

【委員】 資料26は、JMACが検証した結果をそのまま報告書としているもので、あらかじめ分かっていた誤りを伝えてなかったということですね。

【委員】 JMACは、事業者が行う検証方法が妥当かどうかを判断しただけではないでしょうか。

【委員】 資料28の修正がどういう理由や経緯で最終的にこの値になったのかをはっきり示していただければよいと思います。

【事業者】 分かりました。

【委員】 資料26では自主検証については分かりやすく流れが書いてあり、その検証から最終的に資料28が出てきたのかと思ったのですが、そうではなく別のルートで修正が見つかったというご説明でした。

資料 26 に自主検証の流れが書かれていますが、それ以前からの修正の流れと検証の流れ、すなわち最終的な資料 28 の準備書の修正に至るまでの全体の流れが分かるようにしてほしいです。

【事業者】 分かりました。

【委員】 神戸市も兵庫県も、行政データを含めて確認していただいたというご説明でした。資料 26 の資料⑦ですが、補足説明資料（大気質関係）の修正に関する部分の 3 ページの表 3-2 でバックグラウンド濃度が修正されて変わっています。これは行政データを引用していると思うのですが、もしそうであれば今までのご説明にあった県や市で行政データを確認されたということと一致しないと思います。

【事業者】 今のご指摘のバックグラウンドは北青木のデータで、私どもが測定器を置いて測定したデータです。

【委員】 値が変わった理由は何でしょうか。

【事業者】 分析結果の数値丸めのミスや転記ミスがあったため、修正しております。

【委員】 エクセルで集計ミス等があったとお聞きしましたが、全体として転記ミスはどれぐらいあったのでしょうか。

【事業者】 自主検証は、環境防災部と環境総合テクノスが実施しましたが、その自主検証で判明したミスは全部で 142 件ありました。そのほとんどは転記ミスや四捨五入のミスであり、それらが 9 割弱を占めています。

【委員】 県と市にお聞きします。資料 26 で自主検証結果が出てきて、資料 28 で準備書等の記載内容の修正が出てきました。資料 26 と資料 28 の関係がよく分からないのですが、修正内容の合理性は県や市で確認されていると理解してよろしいのですか。

【自然環境共生課長】 資料 28 については昨日提出いただいたため、まだ内容の確認が十分に終わっておりません。至急、確認作業をいたします。

【委員】 例えば資料 26 の資料⑦の 6 ページに水質の予測の修正が出ています。これは COD の予測結果として、以前資料 10 として追加で提出いただいた資料に対して修正が入っています。これは実際には環境総合テクノスで作業されている計算の中身ですよ。例えば、6 ページの表 8 の新設発電所なしの図の修正は、おそらく元のデータ自体の変更があったため変わっていると思うのですが、この部分のデータの変更はどこから出てきたのでしょうか。

【事業者】 環境防災部と環境総合テクノスによるデータ検証で、元データの間違ひが見つかり、環境防災部から西日本電力プロジェクト部に対し予測結果がどう変わるのか再確認するよう指示がありました。その結果を資料⑤にまとめております。資料⑤の 10/10 ページをご覧くださいませでしょうか。ここに「⑩生態系を考慮した三次元モデルによる解析結果について」とありますが、誤りは 17 件ありました。どう誤っていたかをその右側に書いており、解析に用いた諸元

に、コベルコ科研が分析を実施した有機体炭素や有機体窒素の結果を用いていますが、分析の際の計算ミス、具体的に申しますと、検量線を引いて分析を行うのですが、その際にブランク値を引き忘れており、値が少し大きく出ていました。この有機体炭素や窒素の分析結果は、COD等がどういう比率でそれぞれ有機体や無機体になるかという比率を出すために使用しますが、この値が変わったため、先ほどの修正になっています。

【委員】 「新設発電所なし」の図は変更になっていますが、「新設発電所あり」の図は特に変化がないのはどういう理由でしょうか。

【事業者】 よくご覧いただくと微妙に変わっています。2枚重ね合わせて並べないと分かりづらいのですが、上と下を重ねますと微妙に変わっています。例えば、神戸空港とポートアイランドの間の4.5というラインが若干変わっています。

【委員】 これに関してはコベルコ科研で解析されたのでしょうか。また、元の準備書の段階でもコベルコ科研が解析されたのでしょうか。

【事業者】 コベルコ科研は採水、分析を実施し、シミュレーションの計算は環境総合テクノス、東京久栄に実施していただいております。

【委員】 その部分に関しては、県の検証の対象とはなっていないということですね。分かりました。

【議長】 他にないようでしたら終わらせていただいでよろしいですか。
事業者の方、ご説明ありがとうございます。退出していただいで結構です。

《事業者退出》

【議長】 それでは、傍聴者の方も恐れ入りますが、資料はお席に置いていただいでご退席いただきますようお願いいたします。

《傍聴者退席》

【自然環境共生課長】 資料28について十分なチェックができないまま、今回の審査会に資料を提出しましたことを深くおわび申し上げます。これにつきましては、事務局で至急確認をいたしまして、予測・評価に影響がないかどうか確認をさせていただきますが、影響がないという前提のもとで今からご提案をさせていただきます。

前回の審査会での審議を踏まえて、答申案を仮確定させていただいております。それ以降、状況等が変化しておりますので、部分的に文言の修正をしております。各論の部分については変更してはおりませんが、冒頭部分を変更しておりますので、その部分について今から審査会答申書(案)をお配りさせていただきます。ご説明させていただきます。

事業者へは追加の資料や修正を至急準備するよう指示し、それらの資料が出来次第、委員の皆様にご提示させていただきます。また、資料 28 については事務局において内容を確認させていただきます。それらが整った段階になり、今からご確認いただく内容でご了解いただける段階になりましたら、審査会意見として確定させていただくという進め方はいかがでしょうか。

【委員】 スケジュールが押しているというのはよく分かりますが、県や市の検証、あるいは事業者の自主検証も踏まえ、準備書を修正することとなった履歴をきちんとさせておかないと、それこそアセスの結果に対する信頼が得られないと思います。その作業はしていただきたいです。それを踏まえた上で、答申案の修正等の作業を行うのが筋だと思います。

【環境保全部長】 審査会の委員の総意で本日答申書の審議をするべきではないということであれば、私どもはそれをお受けいたします。いつまでに兵庫県に意見を提出しなければならないというのは、まだ兵庫県から聞いていませんし、今、委員からご指摘いただいたことは誠にもっともお話かと思います。

【議長】 それではどうでしょうか。やはりこのような状態で審査会答申書の内容を審議するのは無理なような気がします。

【環境保全部長】 了解いたしました。

【委員】 よろしいですか。現況分析の分も含めて、色々な図がどんどん差し替わっています。非常に軽微な間違いであると言いながら、実際にコンター図が変わるほどのデータの差し替えとは、かなり大きなことだと思います。今まで議論してきたことに本当に影響がないのかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

【議長】 やはり委員の皆さんが納得されていないので、最終的に納得できる段階になった時点で答申書の内容を審議させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

【委員】 もう一点よろしいですか。資料 27 の 36 ページの中段より少し下に、「一部の数値に記載の誤りや集計ミスはあったものの問題はないとのご評価をいただきました」という「問題はない」という表現がありますが、予測評価に大きな影響を与えるものではないということを我々や県、市は言っているのであって、「問題がない」という表現を用いられるとこれぐらいのことは構いませんという意味にもとれます。この部分はやはり修正していただいたほうがよいと思います。また、兵庫県や神戸市が書いている検証では結論としてそのあたりがあまり明確になっておらず、「問題はない」という表現に近い言い方になっています。やはりここが一番重要な部分なので、単純に「問題はない」ということで片づけられないように、もう少し正確な表現にしたいです。

【委員】 同じようにこの事業者の見解について、140 番の部分に下線部分が追加されています。追加された内容については理解いたしますが、この下線が引かれて

いない部分はもともと記載されていたものですよね。コンプライアンスを徹底するために継続的に取り組んでおり、しかも社内ルール、社会規範を遵守するということをしてきていると書いています。それにもかかわらず、なぜこういうことが起こったのか疑問に思います。

【委員】 私も同じ意見です。この見解は昨年9月に出したものです。その後に製品検査データ改ざん事件が発覚したため、お詫びの文章を一つ入れておきましょうというやり方だから同じようなことが起こるのでしょうか。追加の文章を中に入れるだけで一部補正とするやり方に問題はないのでしょうか。

【委員】 それが事業者の見解なのでしょうが、事業者に対し、こういうことを書いてはいけないということ指摘しないといけないと思います。

【委員】 彼らの見解に関してはおっしゃるとおりですが、兵庫県や神戸市の検証の結果、「問題がない」というような見解を示すのは明らかにおかしいと思います。

【兵庫県】 実は、県も事業者見解の一部補正を受け取っておりますが、その際事業者からは「これはあくまで事業者の見解である」と事業者に言われております。

【委員】 事業者の見解にあたる部分はそれでいいと思いますが、先ほどの「問題はない」という部分について、兵庫県や神戸市は「問題はない」とは評価されていないのですよね。そうであれば、兵庫県や神戸市は、ここは明らかに誤りだから修正すべきであると抗議すればよいと思います。

【委員】 検証というのは県民にとってみれば一致したことで終わりではなく、事業者は検証した結果が同じであってもそれを見せることが大事だと思います。先ほどの大気質のように、数値で見せられるものはどんどん見せるという方向のようですが、水質に関して環境総合テクノスが作成した資料はすごく不誠実だと思います。なぜかという、適当に図が示されており、またその次のページに準備書の表が羅列してあり、分かるように示そうという態度ではありません。検証して一致したから問題はないという態度が色々な資料から感じられます。市民向けの視点が抜けている気がします。

【委員】 1点だけよろしいですか。県や市の検証結果はそれはそれでよいのですが、資料26の資料⑤でミスの内容を書いているところがあります。これは県や市の検証では全て分からなかったと考えてよろしいのでしょうか。このミスの内容を見て、多少厳しい評価をしたほうがよいところもあるかもしれません。そのため、この誤りに関する県や市の見解もつくっていただいたほうがよろしいのではないのでしょうか。

【環境保全部長】 承知いたしました。

【議長】 他によろしいでしょうか。

【委員】 今日の資料は公開されるのでしょうか。

【自然環境共生課長】 全て公開いたします。

【議長】 そうであれば、余計になぜ修正になったのかをきちんと説明する必要がある

と思います。

【委員】 やはり、先ほどの「問題はない」という表現は変えていただきたいと思います。これがこれまでの審議の結論にされてしまうと大きな問題だと思いますし、我々は問題ないと言ったわけではありません。

【自然環境共生課長】 承知いたしました。本日は事務局の準備が不十分でご迷惑をかけました。本当に申し訳ございませんでした。

 今回の予定ですが、再度日程調整をさせていただきます。

 今回の審査会までに神戸市、兵庫県も含めて検討できていないものを全て準備させていただきます。また事業者に対しても今日の指摘事項について至急作業するように指示いたします。

 それでは、これをもって本日の審査会を終了いたします。ありがとうございました。